

## 広島県ミニバスケットボール連盟 慶弔規定

### (目 的)

第1条 この規定は、広島県ミニバスケットボール連盟（以下「本連盟」という）の弔にかかる一切について基本事項を定め、以てその円滑かつ適正な運営を目的とする。

### (適 格)

第2条 この規定の適応を受けるものについては以下に定める。

- (1) 会長、副会長
- (2) 名誉顧問、顧問
- (3) 理事長、副理事長、理事、監査
- (4) 本会に功労があり、理事会で承認された者

### (慶 事)

第3条 第2条に規定する者の慶事については、以下に定める。

- (1) 国または地方公共団体から叙位叙勲褒賞等を受ける場合や、日本体育協会、広島県体育協会、日本バスケットボール協会、中国ミニバスケットボール連盟等、バスケットボールに関する行為により褒賞を受ける場合、4地区理事長で協議し、対応する。
- (2) 表彰対象者の所属する連盟の会長は、表彰式等に参加する者を若干名選出する。その際にかかる参加費、交通費等の諸費用は本連盟が負担する。

### (弔 辞)

第4条 第2条に規定する者の弔辞については、以下に定める。

- (1) 本人が死亡したとき 香典 10,000 円、花輪及び弔電
- (2) 配偶者が死亡したとき 香典 5,000 円、花輪及び弔電
- (3) 父母や子どもが死亡したとき 香典 5,000 円、花輪及び弔電

### (連 絡)

第5条 第3条、第4条に定める事項があった場合、関係当事者は必ず、理事長に連絡しなければならない。理事長は速やかに理事会構成員に連絡しなければならない。(ただし、葬儀の方法によっては、本人およびご家族の意向を尊重する。)

### (その他)

第6条 慶弔以外で社会通念上必要とされることが起きた場合は、速やかに理事会を開催し、協議決定しなければならない。

本規定は、平成29年4月1日より実施する。